

令和6年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月10日（火）
2. 招集の場所 可児市役所第1委員会室
3. 開 会 令和6年9月10日 午前8時57分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 付託案件
 - 議案第66号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第76号 財産の処分について
 2. 陳情
 - 陳情第7号 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書
 3. 事前質疑
 - (1) カスハラ対策について
 - (2) 農地中間管理機構を通じた農地の集積の現状と今後の課題は
 4. 報告事項
 - (1) 「国際陶磁器フェスティバル美濃'24」の開催について
 - (2) 可児市総合戦略の推進について
 5. 協議事項
 - (1) 委員会の年間活動計画について
 - (2) 市外行政視察について
 - (3) 市内視察の報告について
 - (4) その他
5. 出席委員 （7名）

委 員 長 松 尾 和 樹	副 委 員 長 天 羽 良 明
委 員 員 亀 谷 光	委 員 員 澤 野 伸
委 員 員 板 津 博 之	委 員 員 大 平 伸 二
委 員 員 田 上 元 一	
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長 渡 辺 勝 彦	総 務 部 長 武 藤 務
経済交流部長 小 池 祐 功	秘書政策課長 荻 曾 英 勝

総務課長 佐橋裕朗
産業振興課長 山口智司
企業誘致課長 原文政

管財検査課長 日比野 聡
歴史資産課長 水野 哲也
農業委員会
事務局課長 後藤道広

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木賢司
議会事務局記
書 杉山尚示

議会総務課長 佐藤一洋
議会事務局記
書 今枝明日香

○委員長（松尾和樹君） ただいまから総務企画委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

それでは最初に議題1. 付託案件です。

初めに議案第66号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長（佐橋裕朗君） 資料番号1、議案書11ページ及び資料番号11、提出議案説明書1ページ下段を御覧ください。

議案第66号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

罪を犯した者の改善・更生や再犯防止を図ることなどを目的とした刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例6本を一括で改正するものです。

具体的には、これらの条例中、罰則規定または人の資格に関する規定などにある懲役や禁錮の字句をいずれも拘禁刑に改めます。

施行日は法改正の施行日に合わせ、令和7年6月1日とします。

なお、罰則が定められている条例を制定または改廃する場合は、事前に検察庁との協議が必要となりますが、本改正案につきましては、本年6月に岐阜地方検察庁と協議済みであることを申し添えます。以上です。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第66号に対する質疑を行います。

質疑のある委員は。

○委員（大平伸二君） ちょっとこれ、私がやっている保護司にも関係する問題なんですけど、拘禁刑になったときの取扱いって今までと変わらないということではなかったんですかね。

○総務課長（佐橋裕朗君） 基本的には、特に扱いとしては変わるものではありません。

結局、この改正された趣旨なんですけど、懲役刑というのは作業の役務を行わせるもので、禁錮刑というのは役務は必須とされていないんですけど、現実問題として、禁錮刑を受けている者のうち9割方が作業を自ら希望して、結局懲役刑と同じような刑を受けている現状があるんですね。そこで、その差がないということで今回一つにまとめようというのが趣旨でございますので、特に取扱いとして変わるものではございません。以上です。

○副委員長（天羽良明君） ということは、その作業をするかしないかというのは刑務所の判断ということではなかったですか。

○総務課長（佐橋裕朗君） 今回拘禁刑に改められるというものは、作業を必須としないという取扱いにするというものなんです。それで、今回その改正の趣旨、先ほど申しました懲役

刑と禁錮刑の差がなくなっているというのも一つの趣旨ではあるんですが、それに加えて刑法犯の検挙者数が年々減少している一方で、そのうちの再犯者率というのは約50%と高止まりの状況になっています。それで、一度犯罪を犯した者による犯罪をどのように防止するかというのが重要課題となってきております。

このような中で、懲罰的な刑務作業を一律に行わせるのではなく、例えば薬物依存者には更生プログラムを実施したり、学力不足によって社会復帰が困難な受刑者には教科指導を行ったり、また、高齢の受刑者にはリハビリや福祉支援を行うなど、受刑者一人一人の状況を踏まえて柔軟に対応し、社会復帰に重点を置くことにより再犯率の上昇に歯止めをかけるということも目的とされています。ですので、その人に合った対応をしていくということで刑務作業が必須とはならないということになります。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

発言はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより、議案第66号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第66号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第76号 財産の処分についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○管財検査課長（日比野 聡君） 議案第76号 財産の処分につきまして、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、可児御嵩インターチェンジ工業団地分譲に伴うものです。

売払いの箇所につきましては、議案資料の16にありますように、可児御嵩インターチェンジ工業団地内の可児市あけち2番、面積は1万832.04平方メートル、代金は3億7,370万5,380円となっています。契約者はY. S. P A N E R I O株式会社で、外装建材の製造販売を行う企業です。8月9日に立地協定及び仮契約を締結しております。

御審議のほどお願いいたします。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第76号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより、議案第76号 財産の処分についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第76号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めまして、そのようにさせていただきます。

それでは、議事の都合により暫時休憩します。

執行部の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前9時06分

再開 午前9時07分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開いたします。

次に協議題2. 陳情に移ります。

今回、陳情が1件出ております。

陳情第7号 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の取扱いについて御意見をお願いいたします。

○委員（澤野 伸君） 陳情の中身もしっかり精査して取扱いのほうをしていくということがありますけれども、陳情ということですので、聞きおきという判断をしてはいかがかという御提案をさせていただきたいと思っております。

中身につきましては、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情ということでありまして、同じ内容のようなものが3度目ということに来ております。昨今、非常に地位利用、また圧力をかけるといった行為で、ハラスメント行為というものに対しての非常に

世間的に厳しい目が出ておりますし、当然そういったことに関しても、可児市議会といたしましては、可児市議会政治倫理規程第3条6項の規定におきまして、市の職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないということになっておりまして、可児市議会議員政治倫理規程でしっかりと規定をかけておるところでもあります。

また、陳情の項目のところを見ますと、やはりこういった地位利用の立場を利用した形で物を押し売るといったような、これは政党機関紙でありますけれども、そういった行為によって職員が心理的圧力をかけられたですとか、不利益を生じさせられたということが、もし生じた場合においては、しっかり議会で対応しなければなりません、今のところそういったお話というものを承っておりませんので、現状においてはこれに該当するような行為ということで圧力をかけられたと言われた職員の方々はいらっしゃらないということですので、現状、集金等は行われているようでございますけれども、その現状をしっかりと見ていきながら、またそういった圧力行為が生じたと、職員のほうからのお話があれば、厳正に処理していけばいいということですので、やはりこういった事例を生じさせては絶対駄目ですので、議員おのこの活動に対しては、しっかり御自身の襟を正しながらの行為を行っていただきたいということですので、それはしっかり真摯に受け止めていきたいというふうに思っておりますので、聞きおくという形でいかがでしょうかということをお願いいたします。

○委員長（松尾和樹君） そのほか御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、陳情第7号については聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩をします。

休憩 午前9時11分

再開 午前9時13分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開します。

次に、3. 事前質疑(1)カスハラ対策についてを議題とします。

提出者の田上委員に説明をお願いします。

○委員（田上元一君） おはようございます。

それではカスハラ対策についての事前質疑をさせていただきます。

本年6月16日午後3時頃、愛知県高浜市役所で、液体をまいて刃物を振り回す男がいるなどと110番通報がありました。市や消防によりますと、男は液体に火をつけ、職員らが約20分後に消火器で消し止めたが、男が全身にやけど、職員3人が手や頭などにけがを負うなど

したというものであります。

碧南警察署は、60代の男を建造物侵入容疑の現行犯で逮捕し、その後、治療を理由に釈放しました。署は男の回復を待つて詳しい事情を聞くという方針であります。捜査関係者によりますと、まいたのは灯油というふうに見られているということであります。

市によりますと、男とは約2年前から税に関する問題でやり取りし、この日は事前にこれから市役所に行くという電話があったということであるそうであります。男は午後2時55分頃、市役所1階の税務窓口を訪れると、職員を出せと叫びながら刃物を振り回し、ペットボトルに穴を空けて液体をまいたと。その後、自分にもかけてライターで火をつけたというものであります。これが事件の概要であります。

高浜市役所は、これは税務課の徴収の事例になるわけではありますが、私自身は税務の行政というのは裁量が全くありませんので、全く動ずることなく適正な対応を高浜市役所はしたというふうに理解をしています。

一方で、市の行政サービスは実に幅が広く、法令や基準だけでは判断できない事案も数多くあり、市民の皆さんへの丁寧な対応は当然ながら、どこまでが行政サービスで、どこからがクレーム、カスハラかを窓口レベル、担当者レベルで判断するのは極めて難しいというところであるというふうに認識をいたしております。さらに申し上げれば、可児市役所はこの窓口に行ってもすぐに職員が対応に出てきていただいております、一般市民の皆さんの評判は大変いいというふうに私もそういうふうに思っておりますし、そういうお話も聞いております。ですから、どこまで対応したらいいのか、どこからはノーと言うべきなのか、実に悩ましいところだと思いますが、行政分野でのカスハラについてはマスコミ等でも取り上げられており、大変大きな問題であるという認識を持っております。

私も、職員時代にそうした事案には数多く遭遇してまいりました。ただ、昔は市民に怒られて覚えていくんだとか、市民に怒られて成長していくんだという、今思えば誤った理解がありましたので、ある意味では我慢をしてやり過ごしてきたというのが現実、現状でありました。しかし、やはり職員の安全を守るという意味でも、今やカスハラ対策はしっかりと行うべきだというのが現在の私自身のスタンスであります。当然ながら、既に一定の基準を持って対策が講じられていると理解しておりますが、さらなる対策が必要ではないかというふうに考えておまして、今日の質疑になったところであります。

例えば窓口での録画・録音しかりでありますし、対応できる専門家の招聘であるとか、国や県のように入室許可証を持っていないと執務室に入れないようにするとか、私自身は考え得る、できることは全部やってほしいという考え方ですが、現在の可児市における取組の状況と今後の予定についてお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（松尾和樹君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○総務課長（佐橋裕朗君） カスハラ対策についてお答えします。

本市におきましても、カスタマーハラスメントに該当すると思われる事案は大小様々ではございますが、発生しておまして、対応に苦慮しているところでございます。

これまでの本市の対策としましては、1. 不当要求対応マニュアルを策定し、対応の手順や対話術の参考例などを示すこと、2. ヘビークレーム対応研修の実施、3. 特に重大な案件について関係各課で情報交換、対応方針の協議、連携及び退去命令の発出を行うこと、4. 警察OBを雇用し、個々の案件について警察との連携を取ること、5. 名札の表示を氏だけにするといった見直し、6. ハラスメント予防対応マニュアルを策定し、職員のメンタルケアを行うことなどを実施しておりますが、これらの対策だけでは十分ではなく、職員の健康や安全の確保のため、さらなる対策が必要であることも認識しております。

より現状に即した対応するため、本年7月16日から31日にかけて会計年度任用職員も含めた全職員を対象としたアンケート調査を実施いたしました。現在、回答内容の分析を進めているところであり、詳細についてお伝えできる段階にはございませんが、回答した職員からは、切実な思いや様々な対応策の提案などがつづられています。

近年は官・民を問わず大きな社会問題として取り上げられ、先ほど御紹介した本市同様の対策以外にも、条例制定の動きや通話録音とその告知、防犯カメラの設置、啓発ポスターの掲示などの対策が進められています。

本市におきましても、職員の生命、心身の健康を守るとともに、より満足度の高い行政サービスを提供していくため、必要な対策を実施してまいります。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 職員全員のアンケートを実施していただいて、今の現状をしっかりと把握をしていただいていると、大変ありがたく思っています。

それで、対策についても、私の言ったことは別にしまして、今いろんなことを考えながら進めていらっしゃるということではありますが、例えば一つのメルクマールといいますか、一つのこの辺をめどにこんなことしてみるみたいなどころの中間目標みたいなのがあったらお聞かせ願えますでしょうか。

○総務課長（佐橋裕朗君） まだこれは庁内でコンセンサスを取られたものではありませんが、私の思いとしましては、例えば官民間問わず、最近では通話録音、あとそれを録音しているという告知をすること、こういったものは非常にそれを導入する前と後とでは大分変わったという話も伺っております。一昔前であれば、防犯カメラを窓口に設置するというものは非常にマスコミ等からたたかれることもあったかと思いますが、今は大分時代が変わりまして、皆さん、市民一般の受け止め方も大分変わっていると思いますので、そういった辺りも導入に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 少し繰り返しになりますけれども、まだまだその幾つかの対策、どこかこう、今年度いっぱい一つ何かこうとか、あるいは来年度とか、何かその辺のめどというのはあるんでしょうか。

○総務部長（武藤 務君） 一つのめどとしてということになるんですけれども、やはり予算期に、例えば予算が必要なもの、例えば防犯カメラとかだと当然お金が必要なわけですので、そこを一つの目安にしたいなという思いはございます。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんでしょうか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、事前質疑(2)農地中間管理機構を通した農地の集積の現状と今後の課題はを議題とします。

提出者の天羽委員に説明をお願いします。

○副委員長（天羽良明君） 農地中間管理機構を通した農地の集積の現状と今後の課題についてお伺いします。

趣旨としましては、農地中間管理機構を創設した平成26年以降、担い手への農地集積は、岐阜県では令和12年度の目標として78%に対して、令和5年度は41.2%を集積したとあります。本市にとっては、これは大きな目標となります。

農地中間管理機構は、農地の有効利用を促進するために、令和6年3月に新たな方針を発表しました。それに伴い、本市は、農業振興地域の区分、農用地面積の確定、農地所有者や地域の意向調査、農地集積の面積のアップ、既存の担い手の維持、新規の担い手の増加、耕作放棄地の面積（遊休農地面積）の把握と活用策の策定、農業施設の更新による農業生産工場、若者が農業に参入しやすい環境づくりが重要になると考えます。

耕作放棄地の解消と利活用は、本市の景観を守るためにも重要と考えます。耕作放棄地面積は、平成29年8月農地活用ビジョン（農林業センサスのデータ）によると、2010年は125ヘクタール、2015年は147ヘクタールとなっています。

最新の耕作放棄地の面積は。

そして、耕作放棄地解消補助金制度がありますが、どのような実績になっていますでしょうか。

農地中間管理機構の農地集積目標データの中で、令和5年度は全国平均は60%に対して、岐阜県は先ほど申しましたが41.2%となっています。これは私の私見ですが、集積が進んでいる県では耕作放棄地の面積が減少しているように感じます。本市は、この岐阜県の41.2%という集計にどのような算定で、令和5年度は何%であったでしょうか。

令和12年に農地集積78%の目標を掲げる農地中間管理機構を通した農地の集約化の現状と今後の課題についてお伺いします。

○委員長（松尾和樹君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長（後藤道広君） 最初の御質問についてお答えします。

最新の耕作放棄地の面積はとの御質問ですが、2020年の農林業センサスから耕作放棄地の調査項目はなくなっておりますので、2015年の数値が最新のものとなっております。以上です。

○産業振興課長（山口智司君） 2つ目の御質問、耕作放棄地解消補助金制度はどのような実績になっているかについてお答えいたします。

可児市耕作放棄地解消対策事業補助金は、耕作放棄等による荒廃農地を解消することにより、地域農業の健全な発展、農業経営の安定並びに農地保全による生活環境及び地域の景観などの維持を図ることを目的に、平成19年度に施行されました。

補助金交付対象経費は、耕作放棄地から農地として復旧する整備費として1回までで10平米当たり160円、1反、1,000平米ですと1万6,000円となります。その後の維持管理費として3回までに限って、これも10平米当たり240円、1反ですと2万4,000円となります。実績としましては、これまでに延べ38の法人・個人に対し、約323万円の補助金を交付しました。当補助制度を活用して耕作放棄地から解消された面積は約3万7,000平米、3.7ヘクタールとなっており、一定の成果はあったと考えております。

続きまして、3つ目の御質問、可児市の令和5年の農地集積率は何%であったかについてお答えいたします。

どういう集計方法かといいますと、担い手への集積面積を農地台帳から拾っております。担い手の集積面積が111ヘクタールであります。可児市の耕地面積、農用地面積が838ヘクタールですので、率にすると13.2%になります。

最後の御質問、農地中間管理機構とした農地の集約化と現状と今後の課題はについてお答えいたします。

農地の貸し借りをを行う場合、農業経営基盤強化促進法、いわゆる利用権設定による貸借と農地中間管理事業の推進に関する法律、農地中間管理機構を通したのですね、による貸借の2つがありましたが、令和5年4月から農地中間管理機構を通した貸借に一本化されました。ただし、今年度末までは経過措置として利用権設定による新規・更新は可能となっておりますので、現在、本市でも二通りの農地の貸し借りが行われております。

集約化の現状としては、県平均から比較しますと進んでいないというふうに言われるかもしれませんが、可児市の地域特性として、一農家の保有する農地面積が小さいため、これまで何とか個人でやってこられた農家が比較的多かったのではないかとというふうに分析しております。しかしながら、今後は高齢化、後継者不足で現在の耕作者で継続することが難しくなるケースが増えるということは予想しておるところでございます。

今後の課題として、これまでも課題として捉えてきたことではございますが、認定農業者など担い手の支援、若手農業者・新規就農者の確保、支援を強化すること、ICT活用によるスマート農業を推進して生産性を高めていくこと、また農家だけでなく、その地域全体で農地が有する多面的な機能、利点というものを共通認識して、そういった機運の醸成をしていくということも大変重要なことだと考えております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

○副委員長（天羽良明君） 先ほど2015年が最終で147ヘクタールという数値のほうを答弁いただきましたが、これは私も農地活用ビジョンのほうからそういうふうに数値も持っておりますし、この前8月26日に現地視察に行く前にも、産業振興課長のほうからも2020年から

はデータはありませんということもお伺いしたんですが、実質耕作放棄地の管理等は農業委員とか農地利用最適化推進委員にチェックに行っていたり、例えば8月、9月はそういう強化月間でやってみえる県もあるわけですが、そういった実態に即した耕作放棄地面積の把握はしているわけでしょうか。

○農業委員会事務局課長（後藤道広君） 耕作放棄地の面積につきましては、農家の申告による主観ベースの数値でありまして、以前より農業委員会による客観ベースの遊休農地等の把握が行われているということで、農林業センサスのほうから廃止されています。

耕作放棄地と調査の意味合いが違うため比較対象にはなりませんけど、農業委員会が年に一回行っている農地利用状況調査というのがありまして、その中で県に報告している遊休農地の数値はあります。ちなみに、最新の遊休農地の面積は、再生利用困難な農地と合わせまして14ヘクタールとなっています。以上です。

○副委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

先ほど耕作放棄地解消補助金のお話をいただきまして、323万円の実績があるということでございますが、例えば直近の令和5年度とか令和4年度とか、大体年でどれぐらいその実績が。制度が大分前にできているわけですが、10年ぐらい前のときにいろいろ担い手が可児市でも増加していったときには、こういった制度も使われていたように思うんですが、最近ではどんな傾向があるかをお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（山口智司君） おっしゃられるとおり、制度発足当時はかなりこの補助制度の利用がございました。直近ですと、昨年度、一昨年度、令和2年度からは、同じ事業体ですが、別の耕作放棄地2筆ということで、2つの耕作放棄地の申請があったというところ、かなり直近では少なくなってきておるとい傾向はございます。以上です。

○副委員長（天羽良明君） 今利用されていたのは、そういった法人ということが中心だったというような感じが受け止められますが、これは耕作放棄地を解消した後に使っていく農地として維持していくということであれば大丈夫な制度だということで、これは市民農園とかでも本当は利用できるものなんでしょうか。

○産業振興課長（山口智司君） 市民農園は、また別の法律のくくりがありますので、この制度ではちょっと利用はできないものになります。

○副委員長（天羽良明君） 先ほど農業委員会事務局課長のほうからも、耕作放棄地の調査自体がなくなっていたということで、耕作放棄地という言葉自体はこのまま捉え方としてはいいわけでしょうか。

○産業振興課長（山口智司君） 耕作放棄地という名称が農業センサスから削除されていますので、この補助金の名称のほうも遊休農地というふうに変更するべきというふうには考えております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんでしょうか。

○委員（田上元一君） 後のこの前の視察の結果のところでお話をしようと思っていたんですが、いわゆる農地中間管理機構って県が設置しているやつなんですけど、これ間違っ

いかんのは、売り買いでは絶対ないんですね。貸し借りしかやらないんですよ。そうすると、国としては、売り買いは絶対駄目よ、農地という自分らの領分は絶対減らしたくないというのがそもそもあるわけですね。そこをまず踏まえなくちゃいけないのが1点と、それから借りた人間というのは、借りた期間があるわけですから、その間に収益を上げなくちゃいけないということで、どうしても借りた期間の中で収益を上げ切れなくてという、継続ができないという現状もあるわけですね。そういうことを考えないと、耕作放棄地云々というよりも、今のその制度はこういう制度だということを踏まえないといけないですし、もう一つは、その土地利用ということでは、いわゆるうちは区域区分の線引きはしていませんけれども、用途地域内の農地とそれ以外の農地、しかも農振農用、農振農用以外、それから農振農用の中でもA農地、B農地といろいろな区分があるわけですから、一緒くたにするんじゃなくて、それぞれの地域でそれぞれの中でそのやり方というのは当然変わってくるものだと思うので、それは今日、天羽副委員長のほうから問題提起という意味ではすごくいい質疑だったと思うので、これから委員会の中でどこをたたいていくところにするかと、一点例えば市民農園とか、これ後で出てくるとは思いますけど、そういうことではなくて、いろんな大きな観点で進めていかないと、委員会としてどこに向かっていくかとか、到達点というのは非常に難しいと思うので、そこはまた執行部の知恵を借りながら、ここで議論していくといかなと思っています。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前9時39分

再開 午前9時42分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開します。

4. 報告事項(1)「国際陶磁器フェスティバル美濃'24」の開催についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○歴史資産課長（水野哲也君） 資料は7ページを御覧ください。

国際陶磁器フェスティバル美濃は、3年ごとに開催される世界最大級の陶磁器の祭典でございます。

今年は第13回目として、セラミックパークMINOを中心に可児市も参画して開催されます。会期につきましては、10月18日金曜日から11月17日日曜日まででございます。メイン催事はセラミックパークMINOで行われますが、可児市からも周辺の美術館等でもいろんな企画が行われます。可児市については、荒川豊蔵資料館で豊蔵の生誕130年記念の企画展を開催いたします。

7館共通セット入場券について、メイン催事とこの対象施設7館セットになった入場セット券が現在販売をしております。1冊1,200円でございます。可児市でいきますと荒川豊蔵資料館で購入ができます。この機会にぜひチケットを購入していただいて足を運んでいただければと思います。イベントの内容については別紙にチラシをつけてございますので、そちらで御確認いただければと思います。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質疑がございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、よろしくお願ひします。

発言もないようですので、この件に関しては終了をいたします。

次に、報告事項(2)可児市総合戦略の推進についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） 私からは、可児市総合戦略の推進についての御説明をさせていただきます。

申し訳ないですけど、ちょっと量が多いため要点を絞った説明とさせていただきますので、あらかじめ御了承のほうだけよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の右肩に10ページと書いてある10ページをお願ひいたします。

可児市総合戦略の推進についてでございます。

1の戦略の推進について、総合戦略の推進体制図を御覧ください。

左側に市の推進体制、右側にまち・ひと・しごと創生推進会議と市議会と掲載してございますが、右下の市議会が本日の報告のところになってございます。なお、右上のまち・ひと・しごと創生推進会議につきましては、先月28日に開催しており、本日報告する内容についての御説明を終えてございます。

それでは、次のページをお願ひいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金事業の結果についてということで、2つの事業を御説明させていただきます。なお、この2つの事業は昨年度の引き続きの事業になりますので、説明としては簡潔に終わりたいと存じます。

まず1つ目は、新たな人の流れづくりに向けた戦国武将観光の広域展開で、岐阜県が中心となって、関ヶ原町、垂井町、輪之内町と可児市で連携して実施しているものでございます。

事業の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの期間で、令和5年度における当市の交付額は718万5,877円でございます。戦国武将観光を共通のキーワードにしまして、関ヶ原の古戦場を今核としつつ、観光PRや周遊型観光を推進することによって、関係人口や交流人口を増やし、都市部から地方への新たな人の流れを創出しまして、移住・定住の拡大などにつなげようとするものでございます。

事業内容につきましては、各課の決算説明等での説明が終わっておりますので、省略のほうをさせていただきます。

それでは、ページを送ってください。

12ページになります。12ページは、当該事業実施結果を示したものでございます。

令和5年度の指標の実績につきましては、県が目標値を設定し、実績を取りまとめているものとなりますので、よろしくお願いたします。

指標には今、県のほうで取りまとめのさなかであるということで測定中としてございます。今後につきましても、地域団体や関係自治体等の連携を継続するとともに、様々なSNS等の活用をしまして効果的なPRを行いまして、山城や戦国武将などを通して可児市の認知度向上と観光誘客に取り組み、目標の達成に取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、ページを送ってください。

続きまして、こちらの事業も岐阜県が中心となり、東美濃観光プロモーション、東濃5市と御嵩町と当市と連携して実施しているものでございます。

事業の実施期間は、令和4年度から令和6年度までの計画でございまして、令和5年度の交付額は80万円でございます。この80万円の根拠となる数字なんですけど、こちらは、東美濃歴史街道協議会への負担金、この負担金の160万円を出してございますので、その2分の1の80万円ということが交付額となっております。

リニア岐阜駅ができる東濃地域を中心に、観光資源の掘り起こしや磨き上げ、他地域の観光資源と組み合わせた周遊観光の推進や情報発信、プロモーションに取り組むことで岐阜県の東の玄関口として人の流れをつくり、関係人口、交流人口の増加につなげようとするものでございます。こちらの事業内容の説明は省略させていただきます。

それでは、14ページをお願いします。

令和5年度の指標の②実績につきましては、こちらも現在、県で数値を取りまとめておりますので、測定中となっております。

指標の①、指標③については目標を達成して至っておりませんが、当市を含む東美濃の地域の観光や特産品に関して広域的なプロモーションを継続しまして、引き続き目標達成に向けて取り組んでいくこととしてございます。

それでは、ページを送っていただきまして、15ページ。

ここからは令和5年度可児市総合戦略効果検証結果の御報告をさせていただきます。

総合戦略の効果検証を毎年、前年度の結果を検証しまして、この9月の本委員会で報告しているという、一番最初に説明させてもらったところでございます。

表紙が目次になっておりますけれども、資料自体は総合戦略の4つの基本目標ごとに、その数値目標とKPIをまとめたシート、効果検証結果をまとめた総括資料、参考資料で構成してございます。

それでは、ページを送っていただきまして、17ページを御覧ください。

ここからが基本目標に対する効果検証結果とその取組状況を順にまとめてございますが、対象事業は担当課が多岐にわたっておりますので、個々の事業に関する報告は決算とかぶるところがございますので割愛させていただいて、数値目標とKPIの状況において特徴的な

ものに絞って御説明をさせていただきます。

それでは、まず基本目標 1. 安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創るでございます。

全体的に新型コロナウイルスの影響からの回復が見られまして、良好な結果となっております。その中でも、(2)地域産業の活力づくりのK P Iの1つ目、創業・起業件数の累計でございますけれども、令和5年度実績が180件となり、達成度はSとなっております。

これは、コロナ禍以降、働き方の多様化や労働環境が変化する中において、新規事業を志す市民が増えていると見込まれるとともに、可児ビジネスカフェでありましたり岐阜県よろず支援拠点サテライトといった多様な創業支援の窓口が連携して、開業支援ニーズに的確に対応していることが、本件数の増加につながっているものと考えてございます。

それでは、ページを送っていただきまして、19ページをお願いいたします。

19ページが基本目標 2. 市の魅力を向上・発信することにより、人を引きつける「魅力とつながりのあるまち」を創るでございます。

数値目標の2つ目、可児市に愛着がある人の割合が83.4%となりまして、この件を予算決算委員会でもちょっと御説明させていただいておりますけれども、今年度からアンケートの選択肢を変更しておりますので、この数値目標における令和5年度の達成評価は実施しないこととしておりますし、令和6年度の目標も記載のとおり上方修正してございます。ちょっとその内容について説明いたしますと、28ページを御覧いただけますでしょうか。

ここでは、数値目標の実績値の基になっている市民アンケートの結果を掲載してございます。先日開催されました予算決算委員会でも、可児市の魅力づくり推進事業の説明の際に御説明しておりますけれども、アンケートの選択肢を「愛着がある」「愛着がない」「どちらともいえない」の3択から、「どちらともいえない」を「どちらかといえば愛着がある」「どちらかといえば愛着がない」に分けて4択としてアンケートを取ってございます。例年「どちらともいえない」のは回答が、御覧のとおり3割、昨年度ですと35%ほどありましたので、こういったところからまちへの愛着というものは、一般的には強烈に抱くような感情ではなくて、何となく愛着があるなという感情であったり、愛着があるなとぼんやり感じるような感情ではないかということで見直しをさせていただいております。結果、上のグラフにあるとおり、「愛着がある」、または「どちらかといえば愛着がある」と回答された方の割合が83.4%となっております。

それでは、ちょっと次のページを送っていただけますでしょうか。

29ページになります。

こちらは「愛着がある」「どちらかといえば愛着がある」と回答された方に、その理由を3つまで回答していただいた結果をグラフにしたものでございます。

見ていただきますと、「生活の利便性が高いから」とか「生活の安全性が高いから」という回答が前年度から増加しておりますので、可児市の住み心地のよさについて一定の評価が得られているのではないかと考えてございます。

それでは申し訳ございません、先ほどの19ページに戻っていただけますでしょうか。

続きまして、K P Iの進捗状況についての御説明をさせていただきます。

(2)の定住・移住の促進のK P Iの2つ目、可児市にずっと住みたい人の割合でございますけれども、令和5年度の実績は83.8%となりました。この指標についても、昨年度までのアンケートにおいて、「どちらともいえない」という回答が3割近くあったため、そこを「ずっと住みたい」「住み続けてもいい」「できれば引っ越したい」という選択肢に変更した上でアンケートを実施してございます。この結果、「ずっと住みたい」と積極的な回答は29.9%にとどまっているものの、「住み続けてもいい」との回答が53.9%となりまして、合わせて83.8%となったものでございます。

「どちらともいえない」の回答数は、おおむねこのいずれかの回答に収まった印象でございますが、「ずっと住みたい」という積極的な回答が増加していくように、今後も引き続き、各種施策に取り組んでいきたいと思っております。

なお、このK P Iにおいても今年度からアンケートの選択肢を変更してございますので、令和5年度の達成度評価を実施してございません。令和6年度の目標も上方修正してございます。

続いて、(3)の地域と市民の元気づくりのK P Iの3つ目、地域支え愛ポイントによるKマネー交付額と(4)子どものふるさとを愛する心を育むのK P I、児童生徒が「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した割合についてでございますが、こちらはいずれも達成度はCとなっております。この2つの指標は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものでありますが、徐々に回復してコロナ禍以前の状態に戻りつつありますので、引き続き目標値の達成に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

それでは、22ページをお願いいたします。

続きまして、基本目標3. 子育て世代が安心して、妊娠・出産・子育てができる「子育ての希望がかなうまち」を創るでございます。

それでは、数値目標の1つ目、「子育てをしやすい」と感じている市民の割合でございますが、令和5年の実績が44.9%となり、達成度はBとなりました。実績値は、前年度から微増となり、令和4年度はCでございましたので、達成度もCからBへ上がりましたが、依然として目標値を割り込んでいる状況でございます。

ここですみません、30ページまで飛んでいただけますでしょうか。

30ページでございますが、今申し上げました令和5年度の44.9%という実績値は、市民アンケートにおける全世代での回答割合となっておりますけれども、こちらの30ページは16歳から39歳までの若年層のみを抽出した回答となっております。

一番上のグラフで経年変化を見てみますと、「子育てをしやすい」と感じている人の割合が令和2年度を境に減少してございましたが、令和6年度においては回復の兆しを見せており、「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合が48.6%となっており、全世代での割合よりも高い数値となっております。

その下のグラフでは、性別では女性のほうが、子供の有無別では子供がいる人のほうが、半数以上の方が子育てをしやすいと感じていただいております。

続いて、31ページお願いできますでしょうか。次のページ。

31ページでは、妊娠・出産・子育てのために、市は今後どのようなことを重視した支援策に取り組むべきだと思ふかについて、選択式で3つまで回答してもらった結果を示してございます。

前年度から減少したものの、「子育てと仕事を両立できる職場環境」、もう一つが「子育てに関する経済的支援」を求める人の割合は依然として高い状況にあります。こうした取組については市単独ではなかなか十分対応できないところもありますけれども、国や県との連携を含めながら引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

アンケートで経年変化を見ていただくと分かりますように、子育てに関するニーズは年々変化しておりますので、ニーズを的確に把握した取組を今後さらに検討してまいりたいと考えてございます。

それでは、すみません、また22ページに戻っていただきますでしょうか。

22ページの基本目標3の施策ごとのKPIの進捗状況についての御説明をさせていただきます。

(1)の安心して子育てできる環境づくりのKPIの3つ目、子育て支援ボランティア活動に対する地域支え愛ポイント付与数について、令和5年の実績が1万1,023ポイントということで、前年度実績値を大きく上回って達成度もCからAに上がってきております。これは、地域での子ども食堂が非常に盛んに行われるようになっておりまして、こういった子ども食堂の運営や児童センターでのボランティア、地区センターの子育てサロンなど、多くの地域の方、地域の皆さんに御参加いただいて目標値を達成することができてきているというふうと考えてございます。

それでは、26ページお願いいたします。

最後、基本目標4. 地域で安心して暮らし続けることのできる「健康と安心が実感できるまち」を創るでございます。

2つ目の地域で安心して暮らせると感じている人の割合は、令和5年度実績が24.3%となって、達成度はBとなりました。これは実績値が21.8%で、達成度Cであった令和4年度から数値や評価は上がっていますが、いまだに目標達成には至っていない状況でございます。

子供から高齢者まで、あらゆる世代の方に安心して暮らしていただくために、これまでも継続して防災や防犯、生活に必要なインフラの補修・修繕との取組、まちの安全づくりをさらに進めてまいりたいと考えてございます。

以上で効果検証結果の説明を終わらせていただきます。

それでは、34ページでお願いできますでしょうか。

34ページの可児市人口ビジョンの改訂について、こちらのポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まずは可児市人口ビジョンの前提となります国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンでは、34ページのグラフにありますように、2060年ちょうど中ほど、真ん中ほどの2060年の日本の総人口は9,284万人まで落ち込むと推計しているものの、合計特殊出生率の一定程度の回復が図られれば同年の総人口は1億人程度となり、その後9,000万人程度で落ち着いていくと示されてございます。

次に、2の人口ビジョンの改訂に移りますけれども、可児市の人口ビジョンは国のビジョンと県が策定しております岐阜県人口ビジョンの内容を踏まえて、この後説明します第3期総合戦略の改定ですね、改定・策定に合わせて今回、人口ビジョンを改訂しているものでございます。

次の3の人口減少への対策と将来展望についてでございますが、人口減少に対しましては、市政経営計画に定める「住みごこち一番・可児」の実現に向けた各種事業を着実に進めることで、本市の人口を令和22年度における人口を9万5,000人、令和52年における人口を8万人程度に維持していくことを目標としております。

この内容につきましては、次の35ページ。

35ページの5番のところに、基本条件に基づいて推計した人口推計と将来展望ということで、総人口と人口推移をまとめてございます。

見ていただきますと、例えば5の表中の①番、人口推計につきましては、2023年が10万人程度であったものが2040年には9万人程度まで1万人程度減少するというような状況になってございます。

35ページの上に推計の条件が掲載してございますので、また御確認いただければとございます。

続いて36ページ、36ページは参考資料なんですけれども、年齢構成ごとの人口推計を掲載してございます。ここで言えることは、人口は減少していくんですけども、高齢者の人口は変わらないと。人口は減少するけれども、高齢者の人口は変わらない。減少するのは生産年齢人口であったり年少人口が減っていくという状況になっていくということでございます。

説明は以上でございますけれども、別ファイル④-2-1で、今回の改訂の令和5年度版の可児市人口ビジョンを添付しておりますので、説明はちょっと割愛させていただきますけれども、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、37ページをお願いいたします。

説明項目としては、一番最後になります。

第3期可児市総合戦略の策定についてでございます。

2の第3期戦略の概要について御説明させていただきます。

第3期総合戦略は、2の(1)位置づけに記載してあるとおりで、市の目指すべき将来像を定める市政経営計画の実行計画として位置づけまして、計画期間も(2)に記載しているとおり、これまでの5年間の計画から、市政経営計画の計画期間に合わせた4年間に変更していきます。ただし、現在の市政経営計画の計画期間が令和9年度まででございますので、今回

策定する第3期の市総合戦略につきましては3年間となっております。

それでは、38ページをお願いいたします。

4の策定スケジュールの案でございます。

先月28日に開催しましたまち・ひと・しごと創生推進会議に第3期総合戦略の素案を御説明させていただいて、本日この場で御説明をさせていただいています。

今後、令和7年度当初予算編成に合わせて策定作業を進めまして、2月にまち・ひと・しごと創生推進会議、3月議会での説明を経て策定を進めてまいりたいと思います。

それでは、別ファイル④-2-2の可児市総合戦略の推進についてというファイルを開いていただいて、7ページをお願いしたいと思います。別ファイルを開いていただいて、そのファイルの7ページをお願いいたします。

資料ページというと7ページでございますが、PDFのページとしては9ページになりますので、よろしくをお願いいたします。

3. 目指す将来像と重点方針と書かれたページになってございます。

それでは、こちらも改定のポイントのみの御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(1)の目指す将来像でございますが、これも市政経営計画と一緒にございます。

(2)の重点方針でございますけれども、先ほど令和5年度の効果検証の結果の説明の際に、4つの基本目標ごとに御説明をさせていただきましたが、その4つの基本目標につきましては、今回の改訂に合わせて、市政経営計画の4つの重点方針と同一に変更しまして、表に示しているとおり、国や県との取組との整合性を図って進めていきたいと思っております。

それではページを送っていただいて、9ページ。PDFのページとしては11枚目。

ここから具体的な事業内容についての策定に進んでいくわけですが、こちらの事業につきましては、先ほどの重点方針については市政経営計画と整合を図るということで、下の実施事業及びKPIという表を見ていただきたいんですけれども、この表のところは令和7年度の当初予算編成に合わせて策定していくところになります。つまり、ここで定める実施事業につきましては、基本的に予算の重点事業と整合を図って定めていきたいと考えてございます。ですので、今後の進捗管理につきましても、予算、決算スケジュールと整合を図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

これ以降のページにつきましても、市政経営計画の4つの重点方針ごとに重点事業を掲げるような資料になってございますけれども、何度も申し上げますが、この部分については令和7年度の予算編成に合わせて作り込んでいくということになりますので、よろしくをお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） ありがとうございます。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

○委員（田上元一君） まず今年度までの取組の評価というか、その実績についての説明が前

半と、あと来年度以降策定する新しい計画についての説明が後半ということで、そういう理解でよろしかったと思いますけど、まず前半の今年度までの経緯ということについて言うと、皆さんも御存じだと思いますが、2014年に安倍政権で国の地方創生という、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのが掲げられて、地方版の総合戦略の策定をしていくということになって、その4つの方針を基に策定をしていくという、それで前半5年間、それから後半5年間の今年度が最後ということによろしいですかね。そういうことになると思います。

それで、今、いろんな雑誌とか見ると、いわゆる地方創生10年間の検証というのがいろんなところで出ていまして、もともと地方創生を何でやるかということ、一つは合計特殊出生率を上げていきたいと思いますということと、それからもう一つは、東京の一極集中を是正していきましょう、この2つが大きな目標だったんですけれども、どの資料を見ても、それはある意味で失敗をしたというふうな形になっています。

それで、各地方自治体の取組というのは、それとある意味は別という部分でいうと、それぞれの4つの目標で、それぞれの市町村が魅力あるまちづくりを進めていくための計画という位置づけだと思うんですね。その中で、どちらかというと、可児市の場合は人口減少というものをあまり重要視せず、今ある施策をどれだけブラッシュアップをして魅力あるまちづくりをしていくかという観点でまちづくりを進めているということではないかなと、私自身はそういうふうに理解をしていますけれども、これは担当課長、担当部長に聞いていい話なのか市長にお聞きするのが本来だと思うんですけど、まずはこの10年間の評価というか、それについてちょっと大き過ぎる話ならやめておきますけれども、お聞きしたいというのが1点あります。まずそこをお願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（松尾和樹君） お答えいただけますでしょうか。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） 10年間の評価ということでございますが、田上委員おっしゃられたように、最近、ちょっと前ですかね、共同通信社が全国の自治体にアンケートを取った地方創生自治体アンケートの結果が出ておりまして、その中では68%が各自自治体の取組が成果不十分であったというふうに回答してございます。その中で、我々可児市としてはそういう評価ではなくて、どちらかといえば十分であったというふうに回答してございます。なぜかというところがございますが、その要因としては、非常に企業誘致が進んだということと、可児御嵩インターチェンジの工業団地開発などの開発も進めて企業誘致が進み、雇用を生み、人口の定住に取り組んできたということですし、先ほど暮らしやすいまちづくりということで、田上委員もおっしゃられましたけれども、例えば外国籍の方に対する取組、ばら教室であったり、国際交流協会と連携したような多文化共生の推進というものが進みまして、人口減少に一定程度歯止めがかけられたというところで、我々としてはどちらかといえば十分であったという形で評価してございます。以上でございます。

○委員（田上元一君） ありがとうございます。

それを受けてというか、実は岸田政権になってデジタル田園都市国家構想というのが出てきて、いつの間にかこの地方創生、総合戦略のいわゆる進化版というか、発展形というのが

デジタル田園都市国家構想なわけですけど、ちょうど3年前にできましたので、ちょうど第2期に入ったところで、各市町村についてはその現計画をそのまま引き継ぐ、そのままずっとやっているところもありますし、急遽、デジタル田園都市国家構想総合戦略に看板を書き換えたところもあります。

可児市は今、説明であると、今年度まではそれでいって、新たところでデジタル都市国家という形にしようと、それは形としては分かりましたが、新しい計画でいうと、国のほうからいろんな手引が出ている中で、幾つか手引で市町村にこういうふうにしてねというのが、お願いがあって、一つはその名前をどうしますかというのがありまして、これだと第3期可児市総合戦略ですけども、国のほうからはデジタル田園都市構想総合戦略とか、幾つかいわゆるデジタル田園都市というものを冠したような名前にしてほしいという話があって、これも恐らく今度のまち・ひと・しごと創生推進会議のほうで議論していくことだと思うんですけど、執行部としての基本的な考え方をお聞かせ願いたいというのが1点あるんですけど、そういう冠をつけていく御予定があるのかどうなのかというのが1点と、それから今回は、要するにデジタルによる実装、あるいはこれまではどっちかというところと地方創生とか、地方拠点整備みたいなことがある意味ではその計画であり、それから交付金のメインにあったんですけど、どちらかというところ、これからデジタルを使ってどういう実装していって、社会を変えていくことによって、地域にどう影響を与えるかというのがすごいメインになってくると思うんですね。そうすると、そこは例えば国でいうと、審議会のメンバーにそういうデジタルの精通した方を入れなさい、入れることが望ましいとか、そういうことも書いてある。恐らくもう知っていらっしゃると思いますけど、いろんな国からの、要するにデジタルを基にしたものというのがこれからすごい増えていくと思います。

それで、交付金自体もデジタル田園都市国家構想推進交付金というのが2つのタイプ、実装、いわゆるデジタル実装タイプの交付金といわゆる地方創生の交付金、これもよく御存じだと思いますけど、今のままだとこれ後半の部分しかないわけなので、例えば前半のそのデジタルの、これはまたこれからの議論の中で詰めていくことと思うんですけど、その基本的な考え方というか、その辺り、いわゆる今回のデジタル田園都市国家構想を受けての、今回の改定、第3期関係に向けて、どのような感じでそれを織り込んでというか、計画の中で反映をしていこうとしていらっしゃるのか、基本的なところで結構ですけども、お聞かせ願いたいと思いますけど、よろしくお願ひします。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） デジタル田園都市国家構想に名称が変わったということで、令和4年度から変わってきておるんですけども、政権交代で岸田政権がどうなるかというのもあるので、今後どうなるのかということもあるんですけども、我々としては、デジタルの名称をどうするかということよりは、基本的な考え方は市政経営計画、住み心地のよさを追求することによって、いかに市民の方に定住していただくか、もしくは若い子が大学等で外に出ていっても戻ってきていただけるようなまちづくりをどうしていくのかということから市政経営計画に取り組んでいますので、まず1点はそこでございます。

今回のそもそも総合戦略というのは、先ほど田上委員がおっしゃられたように、少子化一極集中というところがあるんですけれども、この少子化、人口減少という問題に対しては、人口減少そのものを食い止めるということで、国がこども家庭庁をつくりながら3.6兆円の異次元の子育て支援というのを取り組んで、どちらかというとな経済的な支援というのは大きいところがありますけれども、そういった側面と人口が減少した社会にどう対応していくのかということは今から取り組んでいくという、その手法の一つとしてDXというのが非常に大きな要因になってくるというふうに考えてございます。ですので、人材不足、人手不足のところをDXを活用しながら持続可能なまちをつくっていくところにおいて、DXは非常に重要なポイントであると思っております。

ただ、そこも市政経営計画の中でDXは、横串のポイントとして定めてございますので、そういった取組の中で進めていくということで、あくまで今回の第3期の総合戦略は、その市政経営計画の実行計画として位置づけてございますので、名称も特段、デジタル国家構想のようにそういった名称を入れるつもりはございませんし、総合戦略という形で市政経営計画の実行計画という形で定めていく方向で今は考えてございます。以上でございます。

○委員（田上元一君） あともう一つは、この計画をつくることで、国のほうからいろいろな交付金というか、そういうものがいただけるという言い方は大変失礼ですけれども、その交付金を活用して考えている事業を進めていくという部分では、すごい大事な交付金だと思うんですね。

先ほど申し上げた交付金の中でも、いわゆる地方創生、従来の地方創生交付金からそのままシフトしたものというのは今まで使ってきた交付金ですけれども、国のほうは要するにデジタルの実装みたいなものをメインに、そこに大変大きなお金を交付していこうとしているものもあります。

我々、この計画について云々というよりも、やっぱり結果としてはどれだけ交付金をいただけて、どれだけそれを市民の方に還元できたかということも、大きい部分だと思うんですけれども、その交付金については少し考え方、もしお聞かせいただければお願いします。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） 交付金については、まず交付金をもらうためというよりは、我々として、先ほど市政経営計画もしくは第3期の総合戦略に基づいて、どういったまちづくりを進めていくのかということをもまず考えることが非常に大事になってくると思います。

その中で、今までは観光の分野というところでの交付金の対象でございましたが、もうちょっと、本当におっしゃられるように、デジタルの実装というところでの交付金がいただけるようなまちづくりというものを我々もうちょっと進めていかなければいけないなという反省点は持っていますので、今後、より活用できるように進めていきたいという回答しかちょっとできませんけれども、申し訳ございません、よろしくお願いたします。

○委員（田上元一君） 実はそこを今日は引き出したいポイントではあったんですけれども、要するに何ですかね、DX、広報、情報、そういう担当をつくって、庁内的ないわゆる内部管理的なものとか、簡便な市民の利便性の向上というのはかなり進んだと思いますけれども、

国が考えたのは、もっとドラスティックな市民生活、あるいは市民の行動変容までを伴うようなことをDXを使ってやりなさい、やっていってほしいよみたいところ、要するにどこに行っても国と、どこに行っても暮らしていくみたい前提があるわけなので、ぜひそれは知恵を絞っていただきたいなというのがお願いです。

要するに、これまでのさっきおっしゃったような総合戦略、市政経営計画、その実行計画、それは正しいので、それは間違っていないですし、そのことを否定するものではないんですけど、今回はそこではない、デジタルというところの部分では、もう少し知恵を絞ってもらって、ぜひいい何かものが出てくることを楽しみにしていますので、そこがないと、じゃあ一緒じゃないという話になっちゃうんで、そこはそれこそ庁内の横断的な部分でいえば、ぜひとも何かこうみんなで知恵を出して、新しい何か可児市としてのDXに行けるようなことを、これはお願いになりますけれども、お願いをしたいと思っていますのでよろしくお願いします。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかよろしいでしょうか。

ほかございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

はい、それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時34分

○委員長（松尾和樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

5. 協議事項(1)委員会の年間活動計画についてを議題といたします。

年間計画の中で、(2)の市外行政視察についてを関連で説明させていただきます。

それでは、資料39ページを御覧ください。

前総務企画委員会からの引継事項を踏まえ、今期総務企画委員会で重点的に取り組むべき課題や調査・検討していくべき課題など、既に取り組を進めている事項などを重点に活動計画を作成しました。

では、委員会の活動スキーム案を説明させていただきます。1、2、3については読み上げさせていただきます。

1. 方針。

市民福祉向上のために本委員会所管の事務事業に対する調査・研究を行う。特に前年度からの申し送り事項5点については重点的に取り組んでいく。課題解決に向け、議会報告会や市内視察で市民意見を聴取し、先進視察や研修会などで見識を深め、十分な委員会討議を行い、必要に応じて執行部への提言へつなげていく。

2. 重要課題。

1) 防災力向上の取組について、2) 公民連携について、3) 農業（耕作放棄地）について

て。 3. 活動内容。

議会報告会や市内外視察や研修会を実施する。関係部署及び施設への速やかな報告、説明の要請を行う。十分な委員会討議の上、執行部へ質疑や提言を行うということにさせていただいております。

続きまして、4のスケジュールに関してです。2024年8月から2月に関してです。

まず市内視察については、8月26日、暑い中委員の皆様には御協力いただきまして、可児市内の耕作放棄地と営農型太陽光発電施設のほうを既に視察済となっております。

続いて、市外視察についてです。

これは正・副委員長のほうで視察候補地として列記させていただいております、1. 兵庫県三木市、三木総合防災公園、こちらは広域防災拠点施設という観点です。

2つ目の大阪府大阪市、株式会社クボタ、農機シェアリングや公民連携を各地で行っておりますので、その事例についての研究です。

3つ目は、京都府亀岡市、こちらが上記の株式会社クボタと農機シェアリングや公民連携の先進地ということで、市外視察の候補地1、2、3を上げさせていただいております。

なお、日程についてなんですけれども、実は10月3日、4日と委員の皆様には調整いただいて2日間空けていただいておりますかと思いますが、列挙している1、2、3とのスケジュールの兼ね合いで10月3日、4日がちょっとはまりませんでしたので、こちらの訪問先、訪問日程については1月、2月頃を予定しております。できれば1月の中頃ですとか思っておりますので、またちょっと日が近づいてきましたら、皆様スケジュール調整の御協力を改めていただきたいと思っております。

では、10月3日、4日の取扱いについてなんですけれども、3日に、こちら2番目に書いてあります株式会社クボタのほうで、農機シェアリング、公民連携を担当している部署の方と連絡が取れておりまして、3日にオンラインで視察したかった内容を御説明いただけるというところで、1時間程度御説明いただける時間を確保しておりますので、時間が15時30分です。10月3日の3時30分から、場所はこちらでいいですかね。また、確定しましたらメールで御連絡させていただきますが、改めまして10月3日の15時30分に議場フロア、5階のどこかの部屋で株式会社クボタとオンラインで農機シェアリング、公民連携についての事例説明をいただきますので、そのように御承知おきいただきたいと思っております。

そして、議会報告会についてです。

議会報告会については、秋と春、こちら広聴部会と、それから副議長のほうから委員会のほうで議会報告会の開催をしてほしいということで、秋については委員会ごとに、春については議会全体での開催を基本とし、分科会形式での開催を各委員会ごとに行うというようなことで協議をしているというふうに伺っております。

そして、研修会を3つほど予定しております。

1つ目が本市の農地ビジョンについて、こちらは産業振興課から説明を受けるという形で行いたいと思っております。

2つ目の研修会は、可児市運動公園、現在工事が進んでおる最中ですが、こちらの防災機能について、市長からは答弁のほうで後方支援の拠点になるのではないかなどという御発言がありますが、その辺りもう少し詳しく防災安全課のほうから説明を受けたいと思っております。

3つ目が、一般社団法人カニミライブ、こちらについては、公民連携の観点で、カニミライブ図書館、あちらの現地のほうに伺いまして一般社団法人カニミライブから研修会という形で説明を受けたいと思っております。

そして、5月は議会報告会（春）で、7月には次期への引継ぎに向けた課題の整理ということで考えております。以上です。

議会報告会のテーマに関しては、委員会で協議するという原則をしたいと思います。また、そのほか必要と判断される案件というものが以上申し上げた内容以外でありました場合についても、柔軟に対応をしていきたいというふうに考えております。

早口ですみません、説明させていただきましたが、こちらが総務企画委員会2024年から2025年の活動スキーム（案）となっております。皆様の御意見がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、御意見は特によろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、改めまして（案）となっておりますが、こちら総務企画委員会活動スキーム2024－2025を決定とさせていただきたいと思っておりますので、改めまして1年間、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この話の続きになるんですけれども、議会報告会のテーマ、これについては秋の開催となりますと、今から次の12月議会の前までになりますので、11月の中頃までのスケジュールでの開催ということになるんですけれども、いつ開催するか、そしてテーマを何にするのか、そしてそのテーマによってはどこで開催するか、あるいは一般市民の方から広く求めるのか、それはテーマによって変わってくるのかなと思うんですけれども、この後の予算決算委員会分科会でも提言の取りまとめということがありまして、9月の決算審査の結果ですとか、そしてその提言の内容を踏まえた上で、各常任委員会に関係団体の意見等を聴取し、予算審査に生かすという内容での秋の議会報告会にしたいと思っておりますので、もしよろしければ、今からの時間まだございます。予算決算委員会分科会で提言をどうするかの話合いが終わった後に改めまして、内容やスケジュールを調整させていただきたいというふうに考えておりますけど、そのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、議会報告会、秋の報告会については、本日の予算決算委員会分科会の後に改めて時間を取っていただきまして調整等進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項(3)市内視察の報告についてです。40ページ。

こちらは、以前委員の皆様には案という形で提出させていただきまして、特段事務局のほうにも変更等、意見はございませんでしたので、こちらで前日の市内視察をこの報告書という形でまとめて決定とさせていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは続きまして、(4)その他です。

委員の方から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、1点ですけれども、先ほどのスキームの最後の部分で、この1年を通して、何か特段新しいものがあれば取り上げていくという話を申し上げましたが、総務企画委員会では、今後も一般質問が終わった後に全体の一般質問を聞いて何かこの委員会として取り上げたほうがいいのか、調査・研究を進めたほうがいいのかという時間をその他の部分でちょっと取り上げさせていただきたいなというふうに考えております。

つきましては、今回の一般質問を通じて何か総務企画委員会として調査・研究を続けたほうがいいのかというふうに感じておられる部分、御意見で結構ですのでございましたら出していただきたいと思いますと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、今回につきましては、今後そういった形で一般質問について委員会のほうでも引き続き取り扱っていくかどうかという時間を一旦設けたいという方針を示させていただいたということにさせていただきます。

今後皆様の御理解と御協力を何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、全体を通じて改めて何かよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本日予定しておりました案件は全て終了しました。

これにて総務企画委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月10日

可児市総務企画委員会委員長